農業部

## 目 次

第一 今後の課題

## 第一 今後の課題

1. 貴国における保護対象植物については、2003年に75属種であったものが、2004年には118属種と増加しており、貴部の品種保護強化に対する取組に敬意を表する次第です。

しかし、現在、日本で品種登録されている、いぐさ、いんげんまめ、小豆、きのこ等の品種の種苗が権利者に無断で貴国に持ち出され、生産され、畳表や豆といった収穫物として日本に輸出される恐れがあるということが、権利者の調査により分かっていますが、貴国の植物新品種保護条例における保護対象植物になっていないことから、貴国において当該品種を登録することができず、貴国内において権利行使をすることができません。

よって、早急に植物新品種保護条例を改正していただくか、もしくはUPOV91年 条約に批准していただき、全植物が保護対象植物となるよう強く要請します。

- 2.権利侵害種苗の輸出入を防止するため、知的財産権海関保護条例第2条を改正し、保 護対象知的財産権に品種権を追加することを海関総署に要請しておりますので、お力 添えをお願いいたします。
- 3. 貴国での品種登録について、貴国における品種登録制度の整備、充実が図られつつあることは十分認識しています。一方で、出願の際に、指定された代理機関を通した申請を行わなければならないことや、出願品種の父方品種について不明であるにもかかわらず特定を求められる等、出願・登録手続が複雑であると考えられます。

また、権利取得後もその権利行使の実効性に不安をもつ我が国の育成者も少なくありません。そこで国家林業局に対しては権利行使の実効性が確保されるよう要請しているところです。

現在、貴国の植物新品種保護条例に従い、貴部及び国家林業局に対し、我が国から出願しているのは、貴国がUPOV78年条約に批准した1999年から2003年の5カ年間で3件のみですが、今後、我が国からの出願が増えていくことを期待しており、貴部においても、このような不安を払拭し、今後、我が国からの出願が増えるよう制度の運用と権利の行使の環境整備について一層の改善をお願いすると共に、権利行使の実効性の確保が図られるよう関係取締機関への働きかけを併せてお願いします。

今後、日・中で協調の上、さらなる改善に取り組んでいきたいと考えます。

以上